



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月11日金曜日 第289号

◇ 目 次 ◇

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託..... (障がい福祉課) ... 104

愛媛県防除実施基準の変更..... (森林整備課) ... 104

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更..... (") ... 104

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定..... (道路維持課) ... 105

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法..... (") ... 105

基本測量の実施の通知..... (") ... 106

都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) ... 106

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... (会計課) ... 106

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 107

道路の区域変更(県道松山北条線)..... (") ... 107

道路の区域変更(一般国道494号)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 107

道路の供用開始(")..... (") ... 107

指定障害児通所支援事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 108

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 108

指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 108

道路の区域変更(県道猿鳴平城線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 108

道路の供用開始(")..... (") ... 108

道路の供用開始(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 109

道路の区域変更(県道日向谷高野子線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 109

道路の供用開始(")..... (") ... 109

公 告

技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 109

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 117

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 119

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示..... (消防防災安全課) ... 119

消防設備士試験の実施に関する公示..... (") ... 120

告 示

○愛媛県告示第199号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○愛媛県告示第200号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の

規定に基づき、平成30年1月23日に定めた愛媛県防除実施基準の一部を変更した。

変更後の愛媛県防除実施基準に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局農林水産振興部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課並びに南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局肱川流域林業振興課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第201号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定に基づき平成30年1月23日に指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の一部を変更した。

変更後の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局農林水産

振興部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課並びに南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在及

び八幡浜支局肱川流域林業振興課において縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第202号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町高田甲2134番2地先から 同町高田甲851番3地先まで	令和4年4月1日
"	壬生川新居浜野田線	西条市氷見字大黒新田甲474番2地先から 同市古川字西八丁甲63番1地先まで	"
"	国領高木線	新居浜市船木字檜之端甲4566番1地先から 同市東田三丁目乙12番4地先まで	"

○愛媛県告示第203号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町高田甲2134番2地先から 同町高田甲851番3地先まで	令和4年4月1日
"	壬生川新居浜野田線	西条市氷見字大黒新田甲474番2地先から 同市古川字西八丁甲63番1地先まで	"
"	松山空港線	松山市北吉田町1006番38地先から 同市南江戸三丁目910番3地先まで	"
"	国領高木線	新居浜市船木字檜之端甲4566番1地先から 同市東田三丁目乙12番4地先まで	"

2 通行方法

- トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第207号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-29)第11666号	平成29年8月7日	(有)明香電機	中矢 敬明	松山市勝岡町86-6	令和4年2月2日	電気工事業	建設業の廃止
(般-28)第11411号	平成29年2月7日	(株)イフイ	櫻井 一成	松山市石手3-6-34	令和4年2月4日	石工事業	建設業の廃止
(般-30)第18117号	平成30年5月25日	(株)シンエイ機工	森 英治	松山市西垣生町275-3	令和4年2月21日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(特-29)第770号	平成29年4月9日	黒川建設(株)	黒川照勇喜	松山市北久米町873-1	令和4年2月22日	土工事業	建設業の廃止(一部)
(般-29)第17889号	平成29年4月17日	(有)ウィザード	竹内 正	松山市下難波甲33-53	令和4年2月28日	大工工事業、左官工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・レンガ・ブロック工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市平林甲430番地先から 同市平林甲65番3地先まで	旧	メートル 4.0~12.5	キロメートル 0.164	
			新	8.8~12.5	0.164	

○愛媛県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2771番5から 同町笠方2892番2まで	旧	メートル 12.5~49.4	キロメートル 0.357	
			新	12.5~49.4	0.357	

○愛媛県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2771番5から 同町笠方2892番2まで	令和4年3月11日

○愛媛県告示第211号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和4年3月11日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850700158	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿 部 進	放課後等デイサービス	A i l e学舎 東大洲教室	愛媛県大洲市東大洲208番地1	令和3年11月16日
3850700166	株式会社社長浜りハビリテーションサービス	愛媛県大洲市長浜甲35番地	梶 谷 治 夫	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービスほのぼのの	愛媛県大洲市白滝甲557番地の2	令和4年2月1日
3850700166	株式会社社長浜りハビリテーションサービス	愛媛県大洲市長浜甲35番地	梶 谷 治 夫	放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービスほのぼのの	愛媛県大洲市白滝甲557番地の2	令和4年2月1日

○愛媛県告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年3月11日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300750	合同会社MK&K	愛媛県宇和島市住吉町621番地1	河 野 美 幸	就労継続支援B型	久遠チョコレート 宇和島店	愛媛県宇和島市丸之内一丁目2番25号	令和4年3月1日

○愛媛県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年3月11日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700397	株式会社夢・たまご	愛媛県大洲市平野町野田乙961番地1	新 井 一 成	就労継続支援B型	夢たまごエブリワン	愛媛県大洲市柚木1030番地4	令和4年1月31日

○愛媛県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦297番1地先から 同町中浦2120番1地先まで	旧	メートル 3.0～4.2	キロメートル 0.098	
		南宇和郡愛南町中浦297番1地先から 同町中浦2120番2まで	新	3.8～24.1	0.098	

○愛媛県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦297番1地先から 同町中浦2120番2まで	令和4年3月11日

○愛媛県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂103番2から 同町山鳥坂44番4まで	令和4年3月11日

○愛媛県告示第217号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南3622番地先から 同町川津南3624番1地先まで	旧	メートル 3.8～7.2	キロメートル 0.035	
		西予市城川町川津南3622番2から 同町川津南3624番1地先まで	新	7.2～10.8	0.035	

○愛媛県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南3622番2から 同町川津南3624番1地先まで	令和4年3月11日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和3年12月12日から令和4年2月13日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和4年3月11日

愛媛県知事 中村時広

造園（造園工事作業）

3級

受 検 番 号	
B	1

金属溶解（鋳鉄溶解作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4

機械加工

特級

受 検 番 号	
B	2

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 9	A甲 10				

工場板金（機械板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 1

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1

2級

受 検 番 号	
A甲	1

仕上げ

特級

受検番号	
B	1

機械検査（機械検査作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 6

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 8
A甲 9	A甲 11	A甲 12	A甲 14	A甲 15	A甲 16
A甲 17	A甲 18	A甲 19	A甲 21	A甲 22	A甲 23
A甲 24	A甲 25	A甲 27	A甲 28	A甲 29	A甲 30
A甲 31	A甲 32	A甲 35	A甲 36	A甲 37	A甲 38
A甲 39	A甲 41	A甲 42	A甲 43	A甲 44	A甲 45
A甲 46	A甲 47	A甲 49	A甲 50	A甲 51	A甲 53
A甲 54	A甲 55	A甲 56	A甲 57	A甲 58	A甲 59

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 5	A甲 7	A甲 8	A甲 9
B 1	B 2				

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1級

受検番号	
C	2

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 5	C 1	C 2

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13
C 1					

時計修理（時計修理作業）

3級

受検番号
A甲 1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 8

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 B 1	A甲 3 C 1	A甲 4 C 2	A甲 5	A甲 6	A甲 8

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 5	A甲 6	C 1

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 12 B 2	A甲 2 A甲 13 B 3	A甲 3 A甲 14	A甲 5 A甲 15	A甲 8 A甲 16	A甲 10 B 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 8 B 1	A甲 3 A甲 9 B 2	A甲 4 A甲 10 B 3	A甲 5 A甲 11	A甲 6 A甲 12	A甲 7 A甲 14

3級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4	B 1

家具製作（家具手加工作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8				

石材施工（石材加工作業）

2級

受 検 番 号
C 1

パン製造（パン製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2級

受 検 番 号
A 甲 1

菓子製造（洋菓子製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3

建築大工（大工工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1	C 4	C 5

2級

受 検 番 号
A 甲 9

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 7	A甲 8	A甲 9
A甲 11	A甲 13	A甲 14	A甲 16	A甲 18	B 1
C 1	C 2	C 3			

かわらぶき（かわらぶき作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	C 1	C 2

配管（建築配管作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 9
A甲 10	A甲 14	A甲 15	C 1	C 2	

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 7	A甲 10	A甲 11	A甲 13	C 1

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 13	A甲 14
A甲 15	A甲 18	B 1			

配管（プラント配管作業）

1級

受検番号
A甲 1

2級

受検番号
A甲 6

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3

2級

受 検 番 号
C 1

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 21	A 甲 22
A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28
A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34
A 甲 35	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 40

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 2

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事業業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事業業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 13		

2級

受 検 番 号
A 甲 1

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業業）

2級

受 検 番 号
A 甲 2

ガラス施工（ガラス工事業業）

2級

受 検 番 号
A 甲 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 15	A 甲 18	C 1	C 4	C 6

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	D 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 2

2級

受 検 番 号
A 甲 1

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款・第2款 省略</p> <p>第3款 課又は隊の附置機関（第58条 <u>第77条の5</u>）</p> <p>第4款 省略</p> <p>第3節・第4節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>（企画調整官、監察官及び監査統括官）</p> <p>第7条 警務部に、企画調整官、<u>監察官及び監査統括官</u>を置き、企</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款・第2款 省略</p> <p>第3款 課又は隊の附置機関（第58条 <u>第77条の4</u>）</p> <p>第4款 省略</p> <p>第3節・第4節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>（企画調整官及び監察官_____）</p> <p>第7条 警務部に、企画調整官及び監察官_____を置き、警</p>

画調整官及び監察官は警視の階級にある警察官を、監査統括官は一般職員をもって充てる。

2・3 省略

4 監査統括官は、上司の命を受け、会計業務の監査及び教養に関する事務並びに特に命ぜられた事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

(主任技能指導官及び技能指導官)

第15条 課等 _____ に、必要に応じ主任技能指導官及び技能指導官を置き、警部補以上の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2・3 省略

(人身安全対策・少年課)

第33条の2 人身安全対策・少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(8) 省略

(9) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)に関する事。

(10)~(13) 省略

(運転免許課)

第49条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 運転免許制度に係る検査及び講習に関する事。

(5) 省略

(6) 省略

第72条の2 省略

(特殊詐欺捜査室)

第72条の3 組織犯罪対策課に、特殊詐欺捜査室を附置する。

2 特殊詐欺捜査室は、第41条第1号及び第3号の事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

3 特殊詐欺捜査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、特殊詐欺捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(免許センター)

第77条の2 省略

2 免許センターは、第49条第1号から第4号(取消処分者講習、停止処分者講習及び違反者講習に関するものを除く。)までの事務をつかさどる。

3・4 省略

視 _____ の階級にある警察官を _____ もって充てる。

2・3 省略

(主任技能指導官及び技能指導官)

第15条 課等(総務室及び警務部に設置する課等を除く。)に、必要に応じ主任技能指導官及び技能指導官を置き、警部補以上の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2・3 省略

(人身安全対策・少年課)

第33条の2 人身安全対策・少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(8) 省略

(9) 未成年者喫煙禁止法 _____ (明治33年法律第33号)及び未成年者飲酒禁止法 _____ (大正11年法律第20号)に関する事。

(10)~(13) 省略

(運転免許課)

第49条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) 省略

(3) 適性検査に関する事。

(4) 省略

(5) 原付講習、指定自動車教習所職員講習及び初心運転者講習並びに取得時講習の実施に関する規則(平成6年愛媛県公安委員会規則第5号)第1条の取得時講習に関する事。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 取消処分者講習、停止処分者講習、更新時講習及び高齢者講習並びに違反者講習に関する事。

第72条の2 省略

(免許センター)

第77条の2 省略

2 免許センターは、第49条第1号から第5号 _____ までの事務をつかさどる。

3・4 省略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
交番、駐在所及び署所在地				交番、駐在所及び署所在地			
(1)～(11) 省略				(1)～(11) 省略			
(12) 大洲警察署				(12) 大洲警察署			
名 称	位 置	所 管 区		名 称	位 置	所 管 区	
省略				省略			
河辺駐在所	大洲市河辺町三嶋	省略		河辺駐在所	大洲市河辺町植松	省略	
省略				省略			
(13)～(16) 省略				(13)～(16) 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

令和4年3月11日

一般財団法人 消防試験研究センター

理事長 長谷川 彰 一

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	令和4年 6月26日（日）	書面申請 令和4年4月12日（火） ～ 4月22日（金） 電子申請 4月9日（土）9時 ～ 4月19日（火）17時	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL：089-932-8808 FAX：089-935-4484 受付時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	令和4年 10月23日（日）	書面申請 令和4年8月26日（金） ～ 9月5日（月） 電子申請 8月23日（火）9時 ～ 9月2日（金）17時	電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）業務部電子申請室 TEL：0570-07-1000（専用） 問い合わせ時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00	
第3回	令和5年 2月4日（土）	書面申請 令和4年12月8日（木） ～ 12月19日（月） 電子申請 12月5日（月）9時 ～ 12月16日（金）17時		

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限る、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 （集合時刻）
				【乙種第4類（科目免除なし）】 午前10時又は午後2時半 （集合：午前9時半又は午後2時）

第1回 (R4.6.26)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【その他全種類】 午前10時 (集合：午前9時半)
第2回 (R4.10.23)	同上	松山大学	同上	同上
第3回 (R5.2.4)	同上	愛媛大学	同上	【乙種第4類(科目免除なし)】 午前10時又は午後2時 (集合：午前9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合：午後1時半)

(備考) 乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第1回 (R4.6.26) 及び 第2回 (R4.10.23)	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合：午前9時半)
	今治市	今治工業高等学校	同上	同上
	松山市	松山工業高等学校	同上	同上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	同上	同上
	宇和島市	吉田高等学校	同上	同上
第3回 (R5.2.4)	松山市	松山工業高等学校	同上	【乙種第4類(科目免除なし)】 午前10時又は午後2時 (集合：午前9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合：午後1時半)

(備考) 1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校<高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校>の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

2 第3回試験の乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○ 公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

令和4年3月11日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 長谷川 彰

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試験日時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	令和4年 8月7日(日) 試験開始時刻 午前10時 (集合：午前9時半)	書面申請 令和4年6月20日(月) ~6月30日(木) 電子申請 令和4年6月17日(金)9時 ~6月27日(月)17時	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL:089-932-8808 FAX:089-935-4484 受付時間(土日、祝祭日を除く。) 9:00~17:00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	令和5年 1月8日(日) 試験開始時刻 午前10時 (集合：午前9時半)	書面申請 令和4年11月7日(月) ~11月17日(木) 電子申請 令和4年11月4日(金)9時 ~11月14日(月)17時	電子申請(問い合わせ先) (一財)消防試験研究センター (本部)業務部電子申請室 TEL:0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間(土日、祝祭日を除く。) 9:00~17:00	

2 受験地・試験会場及び試験種類

受験地	試験会場	試験の種類	
松山市	愛媛大学	甲種：特・1・2・3・4・5類	乙種：1・2・3・4・5・6・7類

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部